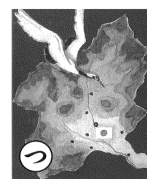




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年10月22日(金) 第9946号

目次

ページ

告 示

- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請(廃棄物・リサイクル課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 2

公 告

- 土地改良区の管理規程設定認可(農村整備課) 3

選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 4
- 政治団体の異動事項 4
- 政治団体の解散届出 5
- 資金管理団体の異動事項 5
- 資金管理団体の指定の取消し等 5

■ 告 示

◎群馬県告示第276号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和3年10月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 吾妻郡草津町大字草津464番地850 シオサイト株式会社 代表取締役 高澤秀直
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 吾妻郡草津町大字草津字白根464番134、464番135、464番137、766番1、766番2、767番1、767番2、767番3、767番4、768番1、769番、770番1、770番2、770番3、793番1、793番2、794番1、794番2、宇谷沢738番4、738番5、738番8、738番9、738番10、738番11及び738番13
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げる安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 ①廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除く。）、②ゴムくず、③金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装を除く。）、④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃ブラウン管、廃容器包装及び廃石膏ボードを除く。）並びに⑤がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日 平成31年3月28日
- 6 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県吾妻振興局吾妻環境森林事務所、中之条町保健環境課、中之条町六合支所六合振興課及び草津町愛町部企画創造課
- 7 縦覧の期間 令和3年10月22日から同年11月22日まで

◎群馬県告示第277号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

令和3年10月22日

群馬県知事 山本 一 太

千原地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱14号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

| 標柱番号 | 郡市 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|------|-----|-----|----|-----|------------|
| 1 | 甘楽郡 | 南牧村 | 千原 | 寺沢 | 536番地2 |
| 2 | 同 | 同 | 同 | 千原 | 418番地4 |
| 3 | 同 | 同 | 同 | 上ノ山 | 533番地 |
| 4 | 同 | 同 | 同 | 同 | 510番地 |
| 5 | 同 | 同 | 同 | 同 | 505番地 |
| 6 | 同 | 同 | 同 | 同 | 502番地 |
| 7 | 同 | 同 | 同 | 近江堂 | 458番地1 |
| 8 | 同 | 同 | 同 | 同 | 458番地6 |
| 9 | 同 | 同 | 同 | 千原 | 439番1地先道路敷 |
| 10 | 同 | 同 | 同 | 同 | 443番地 |
| 11 | 同 | 同 | 同 | 上ノ山 | 505番地 |
| 12 | 同 | 同 | 同 | 千原 | 422番地1 |
| 13 | 同 | 同 | 同 | 同 | 419番地1 |
| 14 | 同 | 同 | 同 | 同 | 418番地1 |

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県富岡土木事務所において縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程の設定を次のとおり認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年10月22日

群馬県知事 山本 一太

- 1 土地改良区の名称 佐波新田用水土地改良区
- 2 管理規程により管理を行う施設 18号堰頭首工
- 3 管理規程の概要

(1) 貯水、放流又は取水に関する事項

管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水するものとする。

(2) 施設を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

(3) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

管理者は、前橋地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合及び頭首工の水位が標高48.92メートルを超えることが予想される場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

4 認可年月日

令和3年10月12日

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第60号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

表2の項中「特別養護老人ホーム ねむの丘（ユニット型） 同 北橋町八崎2365番地1」を「特別養護老人ホーム ねむの丘（ユニット型） 同 北橋町八崎2365番地1
ングホーム白井城 同 白井581-1 に改める。
ダホーム白井城 同 白井582-2 」

◎群馬県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|----------|--------|------|-----------|
| 自由民主党群馬県水域産業振興支部 | 会計責任者の氏名 | 小野里扶左雄 | 北川蔵人 | 令和3年9月18日 |
| 自由民主党群馬県高崎市第十二支部 | 会計責任者の氏名 | 定松ユリ子 | 北村久 | 令和3年8月20日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 桂川たかこを育てる会 | 会計責任者の氏名 | 定松ユリ子 | 北村久 | 令和3年8月20日 |
| 政治団体政信会 | 主たる事務所の所在地 | 前橋市南町2-72-1 | 前橋市広瀬町2-37-7 | 令和3年6月30日 |
| 税理士による笹川博義後援会 | 代表者の氏名 | 富田唯志 | 富永裕文 | 令和3年4月1日 |
| | 会計責任者の氏名 | 久保田昌弘 | 大島孝之 | 令和3年4月1日 |
| 館林邑楽歯科医師連盟 | 代表者の氏名 | 斉藤崇 | 中世吉昭 | 令和3年5月22日 |

| | | | | |
|---------|------------|-----------|-----------|---------------|
| 矢野英司後援会 | 主たる事務所の所在地 | 富岡市富岡3053 | 富岡市下高尾545 | 令和3年 9月28日 |
|---------|------------|-----------|-----------|---------------|

◎群馬県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|-----------|
| 渡辺俊彦後援会 | 渡辺俊彦 | 令和3年8月31日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|------------|-----------|-----------|---------------|
| 多田善洋 | 多田善洋後援会 | 公職の種類 | 館林市長 | 群馬県議会議員 | 令和3年 2月17日 |
| 矢野英司 | 矢野英司後援会 | 主たる事務所の所在地 | 富岡市富岡3053 | 富岡市下高尾545 | 令和3年 9月28日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和3年10月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 渡辺俊彦 | 渡辺俊彦後援会 | 令和3年8月31日 |

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111